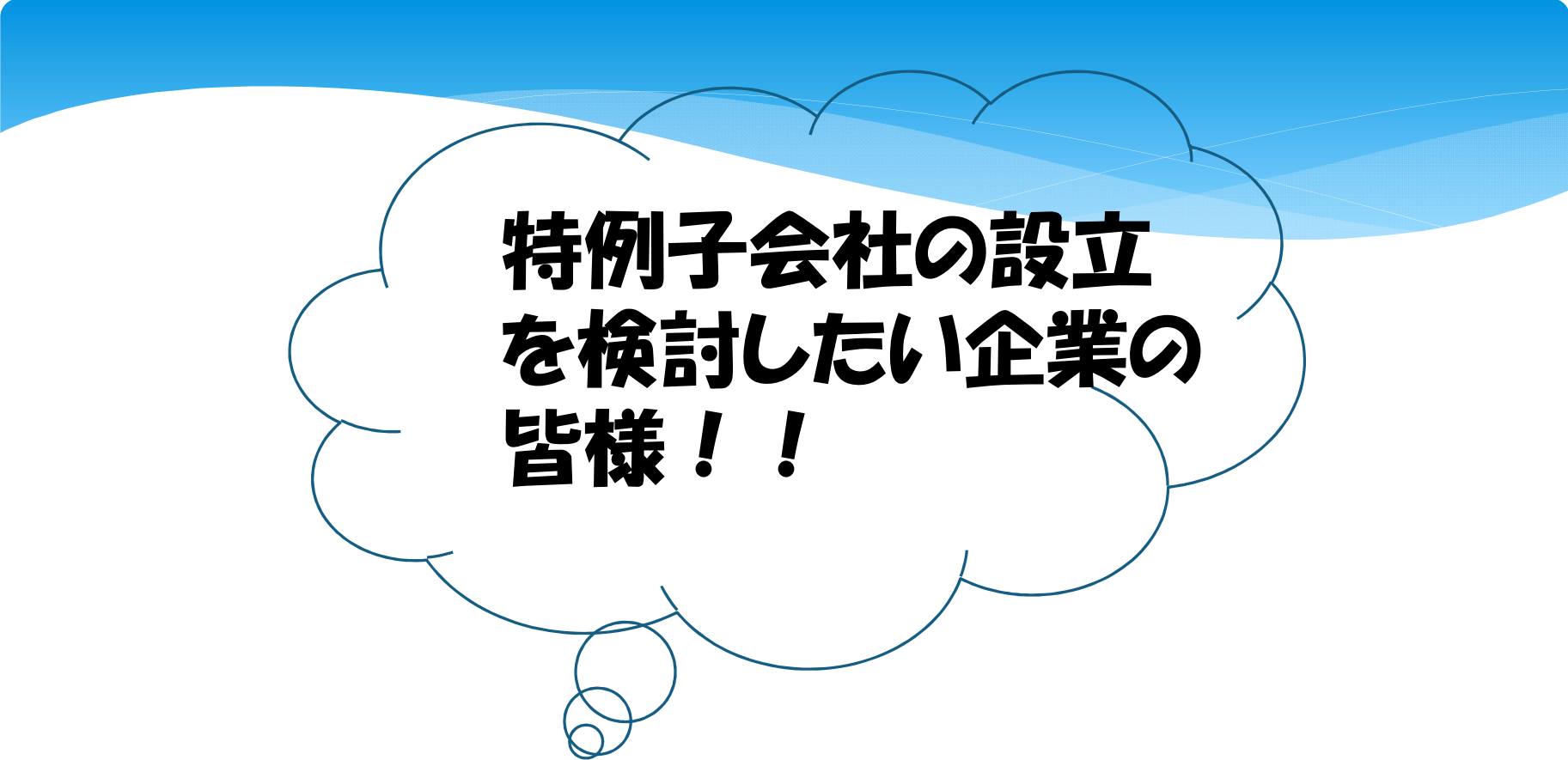


特例子会社等の申請をお考えの 事業主の皆様へ

埼玉労働局職業安定部職業対策課



**特例子会社の設立
を検討したい企業の
皆様！！**

ハローワークがお手伝いします！

特例子会社とは？

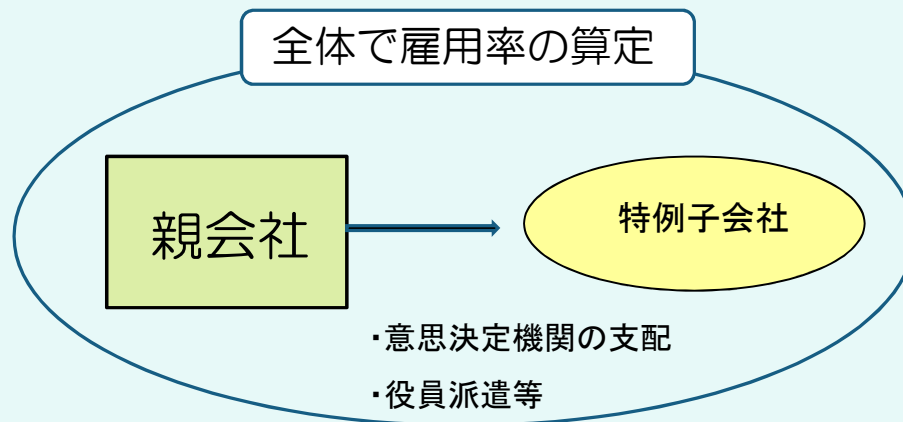
障害者の雇用義務は、原則として個々の事業主ごとに課せられますが、事業主が障害者の雇用に特別の配慮をした子会社を設立し、一定の要件を満たしているとの厚生労働大臣の認定を受けた会社のことを言います。

特例子会社として認定された場合には、その子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されているものとみなし、実雇用率を計算できることとなっております。

→特例子会社一覧はこちら

→厚生労働省ホームページはこちら

特例子会社制度のイメージ



※特例子会社の労働者を親会社に雇用されているものとみなし実雇用率を算定。

まずは・・・

特例子会社の認定には、ハローワークによる要件確認や実地調査等が必要となります。

一定の要件について、ポイントをまとめたものを次ページに記載しておりますので参照ください。

こんなときは…

申請を考えたい

要件の詳細を聞きたい

特例子会社の概要を聞きたい

お問い合わせ先

親会社の管轄ハローワークの
障害者雇用担当窓口
又は
埼玉労働局職業対策課

一定の要件とは？

- 特例子会社の認定については、一定の要件があります。
- 要件のポイントは以下①～⑥のとおりとなります。
- 要件の詳細は上記ハローワーク又は埼玉労働局職業対策課へお問い合わせください。

①特例子会社について

- 特例子会社が株式会社であること。
(特例子会社については既存又は新設のどちらでも可)

②親事業主と特例子会社との特殊の関係

- 親事業主が特例子会社の意思決定機関を支配していること。
具体的には、特例子会社の議決権の過半数を所有する場合（持株基準）等であり、議決権の50%以下である場合は、その他の要件があります。

③親事業主と特例子会社との人的関係

- 親事業主との人的関係が緊密であること。
具体的には、親会社からの役員派遣、従業員出向等人的交流が密であること。

④特例子会社における障害者の雇用の状況

- 雇用される障害者が5人以上で、かつ、全従業員中にしめる割合が20%以上であること。また、雇用される障害者中にしめる重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上であること。
※上記の算定にあたっては重度障害者のダブルカウントは行わず、短時間労働者については重度・重度以外を問わず、1人をもって0.5カウントとなります。

⑤特例子会社における障害者の雇用管理の状況

- 障害者の雇用管理を適正に行うに足る能力を有していること。
具体的には障害者のための施設の改善、専任の指導員の配置等を行っていること。

⑥障害者の雇用促進

- 障害者の雇用の促進及び安定が確実に達成されると認められること。

要件の確認書類は？

● ①～⑥のポイントにおける確認書類の参考例

認定要件① 株式会社であること

- 「定款」
- 「登記簿謄本」

認定要件② 親事業主と特例子会社との特殊の関係

- 「親事業主の直近の有価証券報告書（写）又は付属明細書（写）」
- 「子会社の株主名簿（写）又は出資口数名簿」

認定要件③ 親事業主と特例子会社との人的関係

- 「親会社から派遣されている子会社の役員名簿」・氏名、年齢所属、役職、入社年月日（親会社からの主な略歴含む）
- 「子会社の社員名簿」 ・氏名、年齢所属、役職、入社年月日（親会社からの主な略歴含む）

認定要件④ 特例子会社における障害者の雇用の状況

- 「子会社の障害者雇入れ通知書の写し」

認定要件⑤ 特例子会社における障害者の雇用管理の状況

- 「障害者の職業生活に関する指導員の配置状況」 ・ 障害者職業生活相談員の選任届等
- 「子会社の就業規則・給与規定」

認定要件⑥ 障害者の雇用促進及び安定

- 「直近の6月1日における親事業主の障害者雇用状況報告書（様式第6号又は様式第6号の2（1））」
- 「申請日現在における親事業主（当該子会社含む）の障害者雇用状況報告書（様式第6号の2（2）に準じて作成）」
- 「親事業主から子会社への雇用促進及び経営安定のために講じている措置等がわかる資料等

①～⑥以外に必要となる場合がある書類（例）

- 子会社の図面、案内図、勤務風景の写真等、

特例子会社設立までの流れ

企 業

ハローワーク (HW)

特例子会社設立を検討
・ HWへの相談

ハローワーク (HW) 及び労働局からの指導・助言
・ 制度の説明

特例子会社の設立プランの策定
・ 特例子会社見学、HW等の助言、資料収集

HW及び労働局から設立要件や事例の提供
・ 特例子会社の見学、セミナーの提案
・ 支援機関の紹介

役員会の承認等を経て、会社の設立
・ 会社設立登記の準備

会社設立内容の確認

事業所設置に係る手続き
・ 就業規則等作成
・ 事業所設置届の提出
・ 障害者募集準備 (HWへ求人提出)

事業所内容の確認
・ 就業形態の確認
・ 障害者求人の受付

障害者の採用

HWからの紹介

特例子会社認定申請
・ 子会社特例認定申請書等の提出

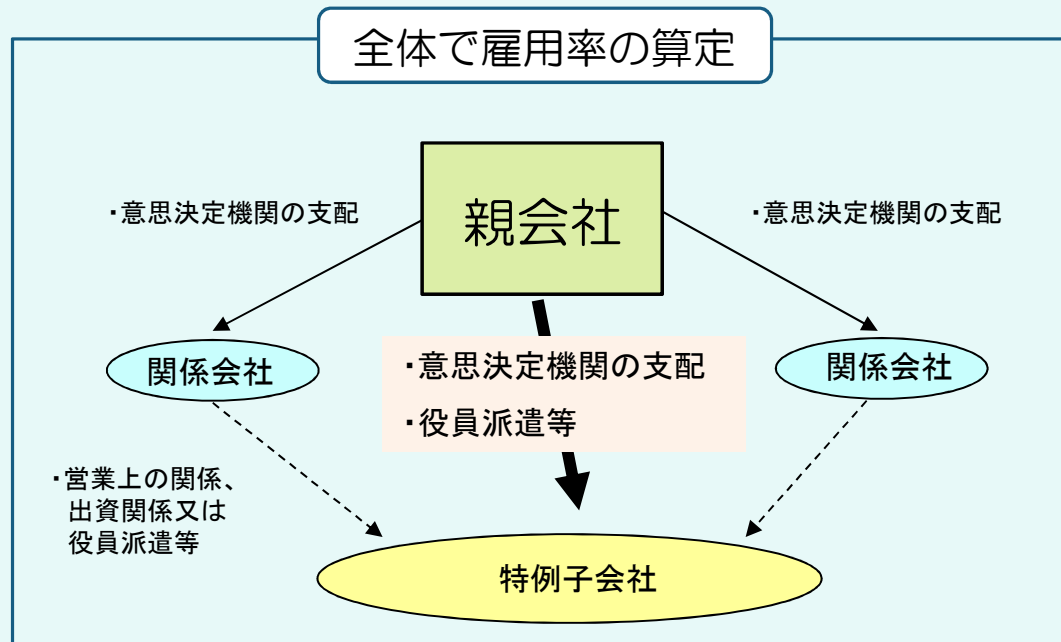
子会社特例認定申請書等の受付
・ 内容審査

特例子会社承認

関係会社グループ認定とは？

特例子会社を保有する企業が特例子会社以外の子会社（以下、関係会社という。）を含めて障害者雇用を進める場合には、一定の要件のもとに関係会社に雇用されている労働者も特例子会社に雇用されている労働者と同様に親会社に雇用されていると者とみなし、実雇用率を計算できることとなっております。

関係会社グループ認定のイメージ



※特例子会社の労働者を親会社に雇用されているものとみなし実雇用率を算定。

一定の要件とは？

- 関係会社の認定については、一定の要件があります。
- 要件のポイントは以下①～⑤のとおりとなります。
- 要件の詳細は上記ハローワーク又は埼玉労働局職業対策課へお問い合わせください。

①関係会社について

- 特例子会社を保有し、関係会社が株式会社であること。

②親事業主と関係会社との特殊の関係

- 親事業主が関係会社の意思決定機関を支配していること。
具体的には、特例子会社の議決権の過半数を所有する場合（持株基準）等であり、議決権の50%以下である場合は、その他の要件があります。

③関係会社と特例子会社との関係（以下のいずれかの要件を満たしていることが必要）

- 親事業主との人的関係が緊密であること。
- 親事業主との営業上の関係が緊密であること。
- 関係会社が特例会社に出資していること。

④障害者雇用推進者の選任

- 親事業主が障害者雇用推進者を選任しており、かつ、当該推進者が関係会社と特例子会社に関しても障害者のための施設、設備の改善等、障害者雇用に関する業務を行うこと。

⑤親事業主による企業グループ内の障害者の雇用管理

- 親事業主が、認定されたグループ内の障害者である労働者の雇用の促進及び雇用の安定を確実に達成することができることと認められること。

要件の確認書類は？

- ①～⑤のポイントにおける確認書類の参考例

認定要件① 関係会社が株式会社であること

- 「定款」
- 「登記簿謄本」

認定要件② 親事業主と関係会社との特殊の関係

- 「親事業主の直近の有価証券報告書（写）又は付属明細書（写）」
- 「関係会社の株主名簿（写）又は出資口数名簿」

認定要件③ 関係会社と特例子会社との関係

- 「特例子会社の受注（売上げ）の実績を証明するもの（領収書の写し等）又は発注計画書」
- 「特例子会社の株主名簿又は出資口数名簿」

認定要件④ 障害者雇用推進者の選任

- 「障害者職業生活相談員の選任届」

認定要件⑤ 障害者の雇用管理

- 「直近の6月1日における親事業主の障害者雇用状況報告書（様式第6号又は様式第6号の2（1））の写し」
- 「直近の6月1日又は新たに設立された場合は申請日における関係会社の障害者雇用状況報告書の写し」
→様式第6号の2（1）に準じて作成
- 「申請日現在における親事業主（特例子会社及び関係会社含む）の障害者雇用状況報告書の写し」
→様式第6号の2（2）に準じて作成

①～⑤以外に必要となる場合がある書類（例）

- 親会社から派遣されている関係会社の役員名簿等
→その他、状況に応じて必要となる書類があります。